

社会福祉法人 福祉の森 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日迄の 5 年間

2. 内 容

目標 1 : 産前産後休暇・育児休業中の各給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知を図ると共に、情報提供を行う。

(対 策)

- ・平成 30 年 10 月～ 法に基づく諸制度の調査を行う。
- ・平成 30 年 12 月～ 制度に関するパンフレットを作成し、職員に配布する。

目標 2 : 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進を行う。

(対 策)

- ・平成 30 年 10 月～ 配偶者の出産予定者に、出産休暇の説明を行い、取得促進を行う。